



## 新たな年を迎えて

市長 畠山 稔



新年、あけましておめでとうございます。  
皆様には、日頃から市政にお力添えを賜り、誠にありがとうございます。  
新型コロナウイルスの感染拡大の長期化は、市民生活に大きな影響を与えています。

年末年始も、昼夜を問わず懸命に治療にあたってくださっている医療機関の皆様、細心の注意を払いながら福祉現場を支えてくださっている皆様など、多くの方のご尽力により、社会生活が支えられています。改めて感謝を申し上げます。今後も市民の皆様のお力添えをいただきながら、真に必要なとされる施策を積極的に展開し、感染拡大の防止と市内経済対策にしっかりと取り組んでまいります。

ことしは、延期となっていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。市内では、7月8日(木)に旧中山道をコースとしてオリンピック聖火リレーが実施されます。

世界的なスポーツの祭典を市民の皆様と一緒に盛り上げ、さまざまな事業を通して、活気あふれる上尾をとともに作っていききたいと思います。

私は、ことしを表す漢字を、「陽」としました。市民の皆様、社会生活を支えていただいている皆様に、希望に満ちたあたたかい陽があたることを願うとともに、明るく、元気な笑顔があふれる「みんなが輝く街、上尾」の実現に向け、全力で市政運営に取り組んでまいります。

### 技能功労者を表彰

商工課 ㊟77714441  
㊟77515024

昨年11月23日、「第37回上尾市技能功労者表彰式」が行われました。職種と被表彰者は、次の21人です(敬称略)。大工/内山純一、黒主茂夫、神山和司、板金工/松井健治、

ロック建築工/高松廣 配管工/金子光利、中村好弘 造園職/新井清、山岸政光 内装・インテリア/高橋孝 印刷工/高橋徹 美容師/齋藤佳孝 理容師/久玉昇司、藤倉幸美、本多美好、渡辺攻守郎 鍼灸師/山田雄俊 金型工/飯田和伸 調理師/杉崎一茂 射出成型工/鈴木武 金属加工・旋盤工/一人

## 事業者向け ワンストップ相談窓口

商工課 ㊟777-4441・㊟775-5024

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の「悩み・課題・対策」に、専門家が何度でも無料で個別相談に応じます。㊟・㊟下表のとおり ㊟プラザ22 ㊟相談日の前日までに電話で商工課へ

専門家	とき		
中小企業診断士①	1/6~27の 毎週(水)	9:30~16:30 (1回60分)	
中小企業診断士②	1/7(木)		
PRプランナー	1/14(木)		
ウェブ解析士	1/21(木)・28(木)		
社会保険労務士	毎週(金) (祝を除く)	9:00~16:00 (1回50分)	雇用調整助成金、休業支援金・給付金など ※この会場で申請手続きはできません。
商工会議所 経営指導員	毎週(火)	9:00~16:00 (1回25分)	持続化給付金、家賃支援給付金、制度融資など ※この会場で申請手続きはできません。

※いずれも12:00~13:00は除きます。

## 国保・後期高齢者医療 傷病手当金の 期間延長

保険年金課  
(国保給付) ㊟782-6481  
(高齢者医療) ㊟775-5125  
㊟775-9827

市国民健康保険(国保)または県後期高齢者医療制度(後期高齢者医療)の加入者で、給与の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染して、仕事を休んだ場合などに支給される傷病手当金の適用期間が、3月31日(水)まで延長されました。



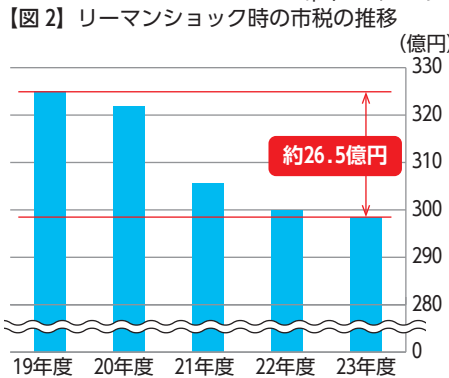
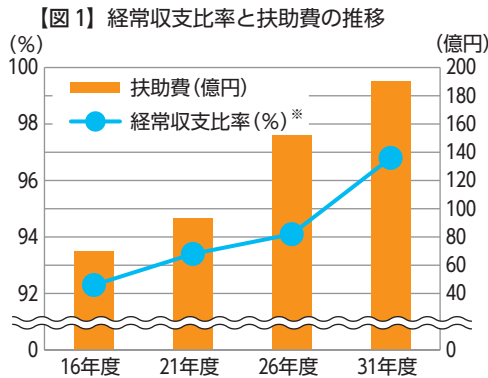
# コロナ禍の臨時財政運営方針

財政課 ☎775-4247・FAX776-8873

社会福祉に係る費用(扶助費)などの財政負担が増加していく中、市では市民サービスの維持・向上に努めてきました(図1)。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、平成20年のリーマンショック以来の市税収入の大幅減(図2)が見込まれ、令和3年度以降は、これまでどおりの財政運営を前提とした予算編成が非常に困難な状況となっています。そのため、コロナ禍の臨時財政運営方針を定め、歳出額を圧縮するための具体的な対応策を検討しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ



※経常収支比率とは、財政構造の弾力性(ゆとり)を判断するための指標です。この割合が低いほど、財政にゆとりがあることを示します。

**臨時財政運営方針(令和2年10月19日)** コロナ禍に伴う税収減に対して、厳しい状況下でも持続可能な財政運営への改革を積極的に推進していくこととする。コロナ禍が収束するまでの間、この状況が継続することを前提として、事業を見直し、“危機対応モード”の財政運営を行う。

主な見直し事業(案)	事業担当課
1. 人件費の削減	職員課 ☎775-5112・FAX775-9819
2. 本市独自事業全般の見直し	
重度心身障害者福祉手当の対象者(療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳2級所持者、国手当受給者)の見直し	障害福祉課 ☎775-5123・FAX776-8872
難病者見舞金の廃止	
敬老事業交付金額の見直し	高齢介護課 ☎775-5124・FAX776-8872
国民健康保険・後期高齢者医療被保険者に対する保養施設等利用補助の廃止	保険年金課(国保) ☎782-6481・FAX775-9827 (高齢者医療) ☎775-5125・FAX775-9827
英語力4技能測定の廃止	指導課 ☎775-9672・FAX775-5633
3. 各種イベントの休止・見直し等	
あげお花火大会	商工課 ☎777-4441・FAX775-5024
あげお産業祭	農政課 ☎775-7384・FAX775-9872 商工課 ☎777-4441・FAX775-5024
市民体育祭、市民駅伝競走大会	スポーツ振興課 ☎781-8112・FAX775-6608
4. 市民の安全確保等以外の工事や設備整備の先送り	
5. 各種補助金総額の削減 原則一律10%削減	

## 明るい選挙推進員を募集

選挙管理委員会事務局 ☎775-96689  
FAX775-98199

明るい選挙推進員は、イベントなどで投票への参加や選挙についての啓発活動を行う市民ボランティアです。選挙人名簿に登録されている、政治や選挙に関心があり、中立公正な活動ができる人

【任期】4月1日(木)～令和5年3月31日

【申込】2月26日(金)までに直接か電話またはファクスで、選挙管理委員会事務局へ

## 横断歩道は歩行者優先 交通ルールの徹底を

交通防犯課 ☎775-51388  
FAX775-9927

横断歩道は歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務

や停止義務があります。横断歩道を横断中または横断しようとする歩行者などがいるときは、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げてはいけません。

歩行者優先を徹底し思いやりの気持ちを持った運転を心掛けましょう。

## 水道管の凍結にご注意を

水道施設課 ☎77551517  
☎7729050

気温が氷点下4度以下になると、水道管が凍ったり破裂したりする恐れがあります。建物の北側など日が当たらない場所や風当たりの強い場所、むき出しになっている水道管は注意が必要です。

●凍結を防ぐためには タオルや毛布などを巻き、濡れないようにビニールなどで保護するか、水道管用の保温材を使用してください。また、水道メーター周りは布などを濡れないようビニール袋に詰めて、メーターボックスの中に入れてください。

●水道管が凍結してしまったら 自然に溶けるのを待つか、タオルや布をかぶせて、その上からゆっくり「ぬるま湯」を掛けてください。直接掛けると水道管が破裂することがありますので注意してください。

## 大雪時にご注意を

危機管理防災課 ☎77551140

道路課 ☎77518597  
☎77519927  
☎77519906

1～3月は、雪の降りやすい時季

になるので、次の点に注意してください。屋根からの落雪／道路での転倒／積雪で狭くなった道路での自動車とのすれ違い／積雪で見えにくくなった道路脇の側溝／積雪によるカーポートの倒壊／不要不急の外出を避ける（外出する場合は滑りにくい靴を着用する）

●道路の除雪にご協力を 交通安全のため、できる範囲でご協力をお願いします。＊できるだけ2人以上で作業してください。＊交通事故の原因になるため、道路に雪を出さないでください。



## 架空請求にご注意を

上尾警察署 ☎・☎77310110

パソコンなどでウェブサイトを開覧中に画面に出る「ウイルスに感染しました」などの警告は、架空請求の可能性があるため、表示された電話番号に電話をかけないようにしてください。犯人は「ウイルスを除去する」「電子マネーを購入して番号を

教えてください」などと言って、電子マネーを購入させて、お金をだまし取ります。パソコンなどで警告画面が出た場合は特殊詐欺を疑い、一度インターネット環境を遮断した上で、家族や警察に相談してください。

## ガス点検などを装った強盗事件にご注意を

上尾警察署 ☎・☎77310110

昨年8月以降、関東圏内で「ガス点検」や「消防設備点検」「電気点検」などを装って、複数人で家に侵入し、粘着テープで被害者の体を縛った上、現金やキャッシュカードを奪う

屋内強盗事件が発生しています。事前に「何人でお住まいですか」「お金は家に置いていますか」など、在宅や現金の保管状況を聞き出す「アポ電」があったことも確認されています。被害に遭わないために次のことを実践し、不審な点を感じた場合には、すぐに110番通報をしてください。自宅の固定電話は在宅時も留守番電話に設定し、不要な電話には出ない／在宅のときでも、戸締まりをしつかりとする／突然知らない人が訪れた場合には、すぐにドアを開けずに、インターフォンやドア越しに対応する



## 保留地公売

大谷北部第二土地区画整理組合  
☎781-8211・☎781-8370

保留地を先着順で公売しています。保留地公売案内書は、大谷北部第二土地区画整理組合事務所と市街地整備課で配布しています。保留地は購入後、直ちに使用できます。詳しくは、問い合わせてください。

【保留地】面積／148.06平方メートル、1平方メートル当たりの単価／115,000円、価格／17,026,900円 申 平日10～16

時に直接、大谷北部第二土地区画整理組合事務所（今泉19-1）へ  
※受付開始時間に複数の希望者がいる場合は抽選します。



※宅地の向きや地形などの詳細は、市ホームページや案内書をご覧ください。

# あげお市民セレクション 選考委員を募集

市観光協会 ☎775-5917・☎775-5024

市観光協会では、市内で製造または加工された土産品の普及と品質の向上を図り、市内における産業の振興に寄与する事を目的に、昨年12月に49品目の推奨品を認定しました。この中から、市民が「上尾土産として贈りたい」「特におすすめしたい」という物を「あげお市民セレクション」として認定するため、選考委員を募集します。 ※選考委員には選考会当日、会場で使える推奨土産品購入券(2,000円分)を差し上げます。交通費は支給しません。 ④次の①～⑤の全てに該当する人①市内に在住で20歳以上②2月27日(土)12～15時にアリオ上尾(壱丁目367)で開催する選考会に参加できる③食品アレルギー(酒を含む)がない④出品事業者の関係者(家族、親族を含む)ではない⑤募集事項(市観光協会、市観光協会ホームページ(☎https://www.ageo-kankou.com/)にある)を順守できる ⑥30人(応募者多数の場合は抽選) ⑦応募用紙(市観光協会、あげお お土産・観光センターにある。市観光協会ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、1月27日(水)まで(当日消印有効)に郵送またはファクスで市観光協会(〒362-0042谷津2-1-50)へ

令和3年度に発送する介護保険料納入通知書の封筒に掲載する、有料広告を募集します。掲載は審査の上、決定します。【掲載位置】封筒裏面【募集枠数】2枠 【色・規格・掲載料】単色刷り(市の指定色・縦35×横90ミ・5万円(1枠当たり) 【封筒使用期間】7月～令和4年6月【発送数】約6万通 ⑧申込書(高齢介護課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、1月4日(月)～2月4日(木)に直接または郵送(2月4日必着で高齢介護課(〒362-8501本町3-1-1)へ)

介護保険料納入通知書用封筒への有料広告を募集

高齢介護課 ☎7755127

☎77618872

料)単色刷り(市の指定色・縦35×横90ミ・5万円(1枠当たり) 【封筒使用期間】7月～令和4年6月

【発送数】約6万通 ⑧申込書(高齢介護課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、1月4日(月)～2月4日(木)に直接または郵送(2月4日必着で高齢介護課(〒362-8501本町3-1-1)へ)

高齢介護課(〒362-8501本町3-1-1)へ

## 県内初の公営屋内50メートルプールを上尾市に!

スポーツ振興課 ☎781-8112・☎775-6608

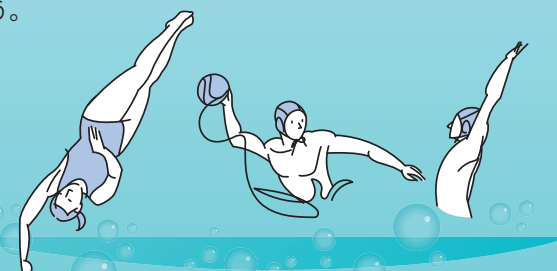
### 東京2020オリンピック・パラリンピック 競技大会の水中競技とは?

現在、埼玉県が整備に向けて検討を進めている公営の屋内50メートルプールとスポーツ科学拠点施設が上尾市に整備されると、高機能なプール施設の環境下で充実した運動を行なうことも可能となり、上尾から未来の水中競技オリンピックを輩出することにも近づくことでしょう。

そこで今回は、ことし開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の水中競技を紹介します。現在のオリンピックでは、競泳、水球、飛び込み、アーティスティックスイミング(2018年にシンクロナイズドスイミングから名称変更)の大きく4種目、パラリンピックでは競泳の1種目となっています。

競泳とは、決められた泳法(自由形、背泳ぎ、バタフライ、平泳ぎ)で一定の距離を泳ぎタイムを競う競技で、東京2020大会では、男女で35種目あります。パラリンピック競泳は、さらに運動機能、視覚、知的の3つの障害に大別されていて、障害の程度などでクラス分けされた中で競われます。リオデジャネイロ2016大会では、決勝で世界記録が7回更新されるなど技術革新が進んでいる競技であり、オリンピック、パラリンピックともに日本人選手の活躍にも注目が高まっています。

東京2020大会では皆さんで水中競技選手を応援しましょう。



⑨時とき ⑩所ところ ⑪内容 ⑫対象 ⑬費用・金額 ※記載のないものは「無料」 ⑭定員 ⑮持ち物  
⑯申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ⑰問い合わせ

# 市民コメント制度に 基づく意見募集

【意見などの取り扱い】内容を検討し、策定の参考に  
する ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除  
き、意見の内容を市ホームページで公表します。個  
別には回答しません。

## 第3次上尾市環境基本計画 (案)への意見を募集

環境政策課 ☎775569225  
FAX77519872

令和3年度から10年間を計画期間とする「第3次上尾市環境基本計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。  
【計画(案)の公表・意見募集期間】12月25日～1月18日(月) 【計画(案)・意見書の設置場所】環境政策課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。☎市内に在住・在勤・在学の人 【意見書の提出】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(18日消印有効)またはファクス、メールで環境政策課(〒362-8501本町3-1-1、☎5251000@city.ageo.lg.jp) <

## 第3次上尾市男女共同参画計 画(デュエットプラン21)(案) への意見を募集

人権男女共同参画課 ☎77851112  
FAX7785112

令和3年度から5年間を計画期間とする「第3次上尾市男女共同参画計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。  
【計画(案)の公表・意見募集期間】12月28日～1月21日(休) 【計画(案)・意見書の設置場所】人権男女共同参画課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。☎市内に在住・在勤・在学の人 【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(21日消印有効)またはファクス、メールで人権男女共同参画課(〒362-8501本町3-1-1、☎5209500@city.ageo.lg.jp) <

## 第2次上尾市空家等対策計画 (案)への意見を募集

交通防犯課 ☎77551338  
FAX77519927

計画期間の満了に伴い、市の空き家対策を計画的・総合的に進めるための上尾市空家等対策計画を改定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。  
【計画(案)の公表・意見募集期間】1月4日(月)～29日(金) 【計画(案)・意見書の設置場所】交通防犯課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。☎市内に在住・在勤・在学の人、在事務所、納税義務者または利害関係者 【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(29日消印有効)またはファクス、メールで交通防犯課(〒362-8501本町3-1-1、☎5209000@city.ageo.lg.jp) <

## 上尾市公共下水道事業経営戦 略(案)への意見を募集

経営総務課 ☎7755160  
FAX77519041

下水道事業を将来にわたって安定的に事業を継続していくための基本計画となる「上尾市公共下水道事業経営戦略」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。  
【戦略(案)の公表・意見募集期間】1月14日(休)～2月4日(休) 【戦略(案)・意見書の設置場所】経営総務課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。☎市内に在住・在勤・在学の人 【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(2月4日消印有効)またはファクス、メールで経営総務課(〒362-0013上尾村1-1-57、☎561000@city.ageo.lg.jp) <

**第3期上尾市教育振興基本計画(案)への意見を募集**

教育総務課 ㊟77519469  
㊟77612250

令和3年度から5年間の計画期間とする「第3期上尾市教育振興基本計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。**【計画(案)の公表・意見募集期間】**1月8日(金)～2月8日(月) **【計画(案)・意見書の設置場所】**教育総務課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。 **【市内に在住・在勤・在学の人】**提出方法「意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(2月8日必着)またはファクス、メールで教育総務課(〒362-8501本町3-1-1、㊟5721000@city.ageo.jp)へ」

**第2期上尾市スポーツ推進計画(案)への意見を募集**

スポーツ振興課 ㊟78118112  
㊟77516608

令和3年度から5年間の計画期間とする「第2期上尾市スポーツ推進計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント

制度に基づき、意見を募集します。**【計画(案)の公表・意見募集期間】**1月8日(金)～2月8日(月) **【計画(案)・意見書の設置場所】**スポーツ振興課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。 **【市内に在住・在勤・在学の人】**提出方法「意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(2月8日必着)またはファクス、メールでスポーツ振興課(〒362-8501本町3-1-1、㊟5725700@city.ageo.jp)へ」

**第5次上尾市生涯学習振興基本計画(案)への意見を募集**

生涯学習課 ㊟77594990  
㊟77612250



令和3年度から5年間の計画期間とする「第5次上尾市生涯学習振興基本計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。**【計画(案)の公表・意見募集期間】**1月8日(金)～2月8日(月) **【計画(案)・意見書の設置場所】**生涯学習課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。 **【市内に在住・在勤・在学の人】**提出方法「意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(2月8日必着)またはファクス、メールで生涯学習課(〒362-8501本町3-1-1、㊟5725700@city.ageo.jp)へ」

**第3次上尾市図書館サービス計画(案)への意見を募集**

図書館 ㊟77318521  
㊟77677330

令和3年度から5年間の計画期間とする「第3次上尾市図書館サービス計画(案)」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。**【計画(案)の公表・意見募集期間】**1月8日(金)～2月8日(月) **【計画(案)・意見書の設置場所】**図書館(本館、各分館・公民館図書室)、市役所1階情報公開コーナー ※市ホームページにも掲載します。 **【市内に在住・在勤・在学の人】**提出方法「意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(2月8日消印有効)またはファクス、メールで図書館本館(〒362-0037上町1-7-1、㊟5724000@city.ageo.jp)へ」

**第3次上尾市子どもの読書活動推進計画(案)への意見を募集**

子どもの読書活動支援センター ㊟77313711

令和3年度から5年間の計画期間とする「第3次上尾市子どもの読書活動推進計画(案)」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。**【計画(案)の公表・意見募集期間】**1月8日(金)～2月8日(月) **【計画(案)・意見書の設置場所】**図書館(本館、各分館・公民館図書室)、市役所1階情報公開コーナー ※市ホームページにも掲載します。 **【市内に在住・在勤・在学の人】**提出方法「意見書に必要事項を記入して、郵送(2月8日消印有効)またはファクス、メールで子どもの読書活動支援センター(〒362-0075柏座4-3-8、㊟ageodokusho@city.ageo.jp)へ」



時とき 所ところ 内内容 対対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物  
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

子育て三世代同居・近居応援  
事業の終了

子ども支援課 ☎783149622  
☎77415342

3月31日(水)までを予定していた「子育て三世代同居・近居応援事業」は、補助金が予算額に達したので受け付けを終了しました。

市内循環バスぐるっとくんのバス停ネーミングラइटを募集

交通防犯課 ☎77515138  
☎77519927

市内循環バスぐるっとくんのバス停に名称を付ける権利(ネーミングラइट)を購入する希望者を募集します。【掲載期間】4月1日(水)から5年間 費12万円(年額) 申申請書(交通防犯課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、必要書類を添付して、1月6日(水)〜20日(水)に直接、交通防犯課へ ※詳しくは、市ホームページに掲載する募集要項をご覧ください。



はり、きゆう、あん摩マツサー  
ジ指圧(受領委任分)に係る、  
療養費支給申請書の提出先の  
変更

保険年金課 国保給付担当 ☎78216481  
(高齢者医療担当) ☎77515125  
☎77519827

4月1日(水)から、市国保・県後期高齢者医療制度の、はり、きゆう、あん摩マツサージ指圧に係る療養費支給申請書の提出先が変更となります。【4月1日以降の提出先】埼玉県国民健康保険団体連合会(〒338-0002さいたま市中央区下落合1704) ※地方厚生局への届け出を行っている施術所に限ります。※3月31日(水)までに提出する申請書は、上尾市で受け付けます。

●地方厚生局への届け出を行っていない施術所を受診した場合 被保険者が直接、上尾市へ療養費支給申請をしてください。詳しくは、保険年金課へ問い合わせてください。

20歳になったら国民年金

保険年金課 ☎77515137  
☎77519827

20歳になると会社員や公務員、またはその被扶養配偶者以外の人は、国民年金(第1号被保険者)へ加入し

一緒に『広報あげお』を作りませんか？

「まちかど特派員」募集

広報広聴課 ☎775-4918・☎776-8873

市の催しや行事、祭りや文化・スポーツイベントなど、にぎわいの様子や市民活動取材して『広報あげお』に掲載したり、地域の話や身近な出来事などを情報提供したりする市民記者「まちかど特派員」を募集します。【任期】4月～令和4年3月 ☎市内に6カ月以上居住している20歳以上の人(4月1日時点) 【募集人数】6人(選考) ☎①『広報あげお』の「まちかど特派員だより」(年2回、21ページ参照)の原稿作成②地域の話などの情報提供③まちかど特派員会議への出席(年3回程度) 【謝礼】年額12,000円以内(予定) 申込書(広報広聴課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、1月4日(月)～2月15日(月)に直接、広報広聴課へ

イオン(株)と「地域活性化包括連携協定」を締結

行政経営課 ☎775-3963・☎776-8873

昨年11月30日、市はイオン(株)と「地域活性化包括連携協定」を締結しました。今後、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化と市民サービスの向上を図ります。



イオンリテール(株)執行役員北関東カンパニー西垣支社長(左)と畠山市長

ます。ご自身での加入手続きは不要です。20歳になってからおおむね2週間以内に、日本年金機構から納付書や年金手帳が郵送されます。

保険料は月額1万6,540円(令和2年度)です。この保険料に付加保険料(400円)を上乗せして納めることで将来の年金額を増額することができます。付加保険料は申し出た月から納めることになり、希望する場合は早めに手続きをしてください。また、保険料が納められない場合は、学生納付特例制度や免除制度、納付猶予制度がありますので相談してください。

### 60歳以上の国民年金任意加入

保険年金課 ☎7755137

☎77519827

国民年金は、20歳以上60歳未満の人が加入しますが、60歳以上の人も希望すれば加入することができます。

①任意加入 ②年金額を満額に近づきたい人または年金の受給資格期間(10年以上)が不足している60歳以上65歳未満の人 ※申し出のあった月から加入となり、60歳の誕生日の前日から受け付けます。なお、老齢基礎年金を受給中または厚生年金に加入中の人は加入できません。任意加

入期間は、保険料免除の申請はできません。

### ②特例任意加入 ③65歳までには受給資格期間(10年以上)を満たせない

が、70歳までに受給資格期間を満たせる人 ※昭和40年4月1日以前に生まれた人だけです。【期間】受給資格期間を満たす時まで

●①②共通 ④年金手帳(本人・配偶者)、マイナンバーカード(またはマイナンバーの分かる物と自動車運転免許証などの本人確認ができる物)、預(貯)金通帳、通帳届出印、退職して加入する場合は資格喪失証明書など、戸籍謄本(特例任意加入時だけ)を用意して直接、保険年金課へ

### 所得税と市・県民税の控除

高齢介護課 ☎7755126

☎77618872

所定の基準を満たす人は、所得税や市・県民税の控除を受けることができます。

### ■寝たきりや認知症の高齢者の障害者・特別障害者控除

市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。※身体障害者手帳などを持っている人は、手帳を提示することで控除を受けられます。④次の①～④の全てに該当する人①市内に住所がある②認定基準

日(対象年の12月31日)現在で満65歳以上③寝たきりや準寝たきり(屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出できない)、認知症(日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られる)である④本人またはその家族の扶養者で、税の控除が必要 ※要介護認定を受けていない人は、医師の診断書(高齢介護課にある)の提出が必要です。⑤直接、

高齢介護課へ ※「障害者控除対象者認定書」は、申請から約10日で郵送します。

### ■寝たきりの高齢者が使用のおむつ代の医療費控除

●初めておむつ代の医療費控除を受ける人 医師が発行する「おむつ使用証明書」(高齢介護課にある)が必要です。※「おむつ使用証明書」は、医療機関にも用意してある場合があります。

### ●2年目以降の人 市が発行する

「おむつに係る費用の医療費控除に用いる証明の確認書」が必要です。確認書は、申請から約10日で郵送します。⑥要介護認定を受けている人で、介護保険主治医意見書の内容により、次の(1)(2)の全てに該当する人(1)寝たきり状態である(2)尿失禁の可能性がある ※条件に該当しない場

合は、医療機関で再度「おむつ使用証明書」を取得してください。⑦直接、高齢介護課へ

### 固定資産の所有者が死亡したときの現所有者申告書の提出

資産税課 ☎7755133

☎77519846

上尾市固定資産課税台帳上の土地・家屋の所有者が死亡し、賦課期日(1月1日)までに相続登記が行われていない場合、現所有者(相続人全員)の共有資産となり、相続人全員が連帯して納税義務を負います。現所有者は住所・氏名などの必要事項を申告してください(未登記家屋を相続した場合や、法定相続人が家庭裁判所にて相続放棄の手続きをしている場合は、資産税課まで連絡してください)。※登記名義人の変更(相続登記)は法務局での手続きが必要です。⑧土地・家屋の現所有者(相続人全員) 【申告期限】現所有者であることを知った日の翌日から3

ヶ月を経過した日まで 【提出書類】相続人代表者指定届出書兼現所有者申告書(資産税課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接または郵送で資産税課(〒362-8501本町3-1-1)へ



# 上尾税務署から 所得税の確定申告のお知らせ

申告期限 3月15日(月)

上尾税務署  
〒362-8504西門前577  
☎770-1800(自動音声案内)

## ■ご自宅のパソコン・スマートフォンからe-Taxのご利用を

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードを持っている人は、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

なお、マイナンバーカードやICカードリーダーなどを持っていない人でも、事前に税務署でID・パスワード方式の手続きを行っていただければ、e-Taxを利用できます。また、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。

### 《確定申告に関する問い合わせ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。「確定申告書等作成コーナー」の利用方法などについて紹介しています。

動画で見る  
確定申告



### 《e-Tax・作成コーナーの操作に関する問い合わせ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」

☎0570-01-5901

(月)～(金)(祝、年末年始を除く)

## ■所得税の確定申告会場を開設

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、還付申告の申告相談を2月15日(月)以前も受け付けます。

☎2月2日(火)～3月15日(月)(土(日)祝を除く)受け付け/8時30分～16時(相談開始9時～) ※2月21日(日)・28日(日)は開場します。 所 上尾税務署

混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。なお、当日分の「入場整理券」が終了した場合、当日の相談はできません。 ※「入場整理券」の配布は、原則として当日税務署で配布しますが、詳しくは、国税庁ホームページ(☎<https://www.nta.go.jp/>)などでお知らせします。

## 税理士による所得税確定申告無料相談

関東信越税理士会上尾支部事務局 ☎776-8777

①会場における無料相談(事前予約制) ☎(1)2月4日(木)・5日(金)10～13時・13時30分～16時30分(2)2月8日(月)・9日(火)9～12時・13～16時 所(1)桶川マイ  
ン3階イベント広場「OK EGAWA hon プラス+」(桶川市若宮1-5-2)  
※無料駐車場はありません。(2)上尾県税事務所(南239-1) ☎1月20日(水)  
～22日(金)10～15時に電話で、関東信越税理士会上尾支部事務局へ ※先着  
順です。

②税理士事務所による電話相談 ☎2月2日(火)～15日(月)(土(日)祝を除く)9時  
30分～12時・13～16時 ※各日の担当税理士事務所は、関東信越税理士会  
上尾支部事務局へお問い合わせください。申告書の作成はできません。

【①②共通】 ④次の(a)～(c)のいずれかに該当する人(a)年金受給者(b)給与所得  
者で医療費控除を受ける(c)年の途中で退職・就職したまたは年末調整が  
済んでいない ※相談の内容により、受け付けできない場合があります。

## 青色申告者対象の 所得税確定申告相談会

上尾商工会議所  
☎773-3111・☎775-9090

☎2月17日(水)・25日(木)・26日(金)、  
3月3日(水)・9日(火)・10日(水)9時30  
分～15時30分(11時30分～13時30  
分を除く) 所 上尾商工会議所(二  
ツ宮750) ※会場が変更になる場  
合があります。 ④個別決算指導、  
納税相談

※各会場に来場するときは、マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。入場の際に検温を実施します。咳・発熱などの  
症状がある人は入場をお断りする場合があります。

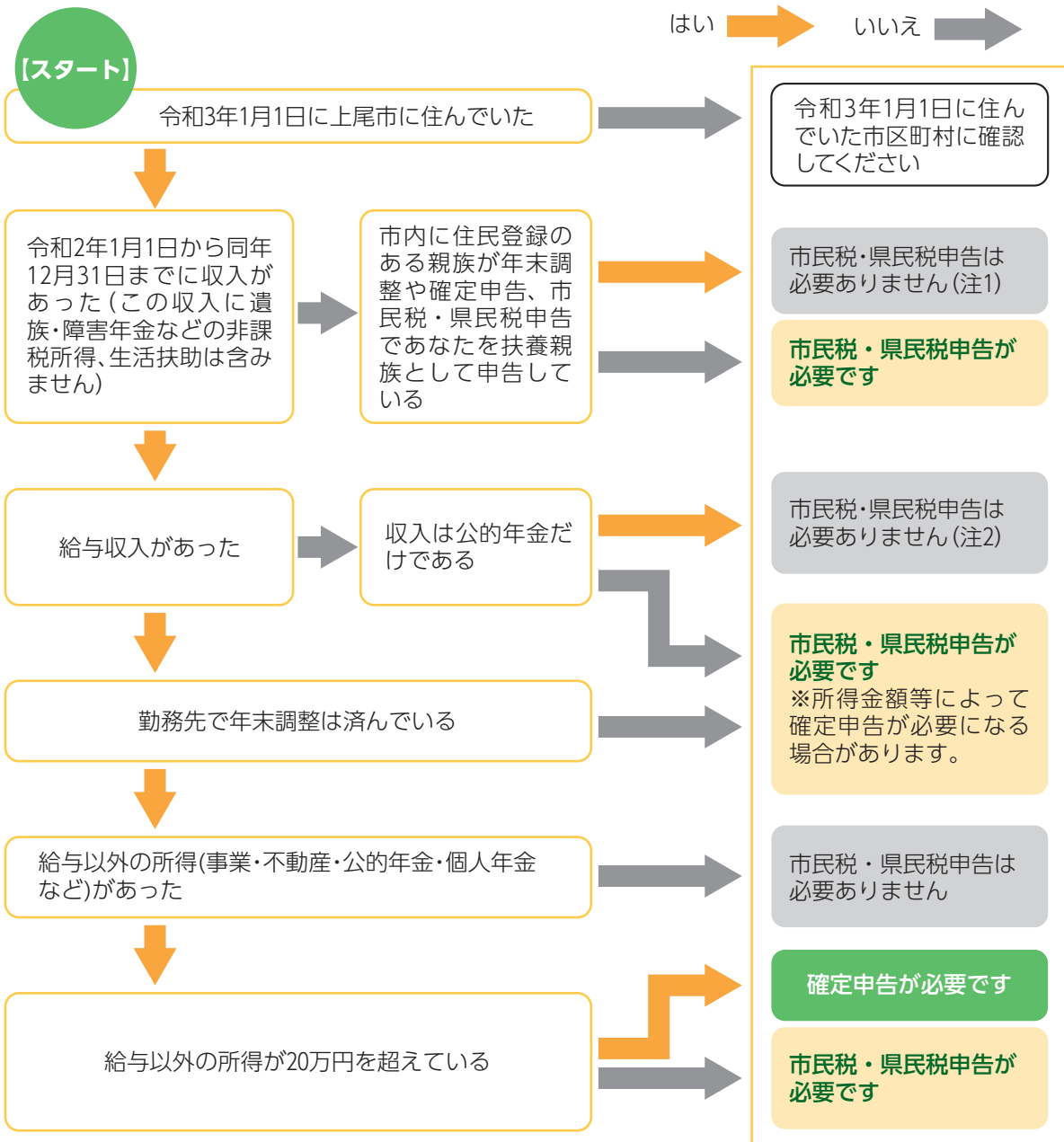
# 市民税・県民税の申告のお知らせ

市民税課  
TEL 775-5131・5132  
FAX 775-9846

申告期間 2月16日(火)～3月15日(月)

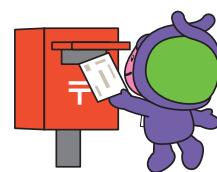
市民税・県民税申告書は、前年度に提出した人などに1月末に発送します。また、申告書は市民税課、各支所・出張所で配布、市ホームページからダウンロードもできます。

申告が必要かどうかは、下記のフローチャートで確認してください。※一般的な例を示しています。なお、所得税の確定申告をした人は、市民税・県民税の申告は原則不要です。



(注1) 収入がなかった場合でも、課税(非課税)証明書を取得する人などは申告が必要になる場合があります。  
(注2) 公的年金収入400万円超の場合、確定申告が必要となる場合があります。また、医療費控除や生命保険料控除、地震保険料控除、納付書または口座振替で納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの所得控除を追加したい場合は、申告が必要です。

# 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 市民税・県民税の申告は郵送で



## ■申告の方法

### ①郵送

申告書に必要事項を記入・押印し、「申告に用意するもの」で該当する書類(写し可)を添付して、郵送で市民税課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※2月15日(月)以前の提出も可能です。

### ②市民税課申告書受付箱に投かん

①と同じ書類を市民税課の窓口にある申告書受付箱へ

**【①②共通】**提出された資料は返却しません。資料の返却や受付書が必要な人は、切手を貼り、宛名を記入した返信用封筒を同封してください。申告書のコピーが必要な人は、提出前にコピーしてください。必要な資料が添付されていない場合は、所得や控除を修正します。

### ③申告会場に来場

「申告に用意するもの」「市民税・県民税申告受付会場」を確認の上、来場してください。

申告会場開設に伴い、申告期間中(土も含む)、市民税課窓口では職員による申告書作成補助や、作成した申告書の確認は行いません。

## ■申告に用意するもの

- 申告書 ● 印鑑
- 本人確認ができる物(マイナンバーカードまたは個人番号通知カードと自動車運転免許証または健康保険証など)

### 所得・控除を証明する書類

- 令和2年分給与所得・公的年金等の源泉徴収票など収入金額が分かる物
  - 各種控除を証明できる証明書・領収書(令和2年中に支払ったもの) 社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険など)・生命保険料・地震保険料・寄付金・各種障害者手帳
  - 医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書
- ※右記の「医療費控除を受ける人へ」をご覧ください。

## ■医療費控除を受ける人へ

- 令和2年中に支払った医療費について「医療費控除の明細書」を作成してください(医療を受けた人ごとで、病院・薬局ごとに支払金額と保険などで補てんされた金額を集計する)。
- 医療費の領収書の添付または提示は不要です(ただし、領収書は5年間保存する必要があります)。
- 医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付することで「医療費控除の明細書」の明細欄の記入を省略できます。

## ■配当・譲渡所得の申告について

- 配当所得・譲渡所得で源泉徴収された市民税・県民税の還付や充当を希望する場合は、市民税・県民税の納税通知書が届くまでに、確定申告をしてください。
- 申告不要制度の対象となる配当・譲渡所得は、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択できます。選択する場合は、市民税・県民税の納税通知書が届くまでに、確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出してください。

## 市民税・県民税申告受付会場

※対象地域は混雑緩和のための目安です。都合が合わない場合は、他の日程にお越しください。

とき	ところ	対象地区
2/16(火)	文化センター	本町・東町・原市(1316～1440番地)
2/17(水)		宮本町・愛宕・栄町・日の出・上尾宿・上尾村・上尾下
2/18(木)		緑丘・上町・仲町・二ツ宮・原新町
2/19(金)		上・久保・南・菅谷・須ヶ谷・上平中央・西門前・錦町・平塚
2/24(水)	原市公民館	瓦葺・尾山台団地
2/25(木)		原市北・原市中・五番町・原市団地
2/26(金)		原市(1316～1440番地・原市団地を除く)
3/ 2(火)	市民体育館	西上尾第一団地
3/ 3(水)		西上尾第二団地
3/ 4(木)		今泉・向山・川・大谷本郷・中新井・戸崎・西宮下
3/ 5(金)		上野・上野本郷・平方・平方領々家・西貝塚・壱丁目・地頭方・堤崎
3/ 9(火)	大石公民館	泉台・井戸木・中妻・浅間台
3/10(水)		藤波・中分・領家・畔吉・小泉・小敷谷(西上尾第一・第二団地を除く)
3/12(金)	市民体育館	春日・弁財・柏座・谷津・富士見

※受付時間はいずれも9時15分～15時です。

### ■会場における注意事項

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会場の見直しを行いました。昨年度と会場が異なる地域がありますので注意してください。
- 会場は常時換気を行います。来場する際は、マスクを着用し防寒対策をして、できる限り少人数でお越しください。入場時に検温を行います。咳・発熱などの症状がある人は入場をお断りする場合があります。
- 受付順に整理券を配付し、順番にご案内します。例年、**午前中は大変混雑します。**
- 駐車スペースに限りがあるため、来場の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。
- 市民体育館、原市公民館、大石公民館では、室内履きを持参してください。外履きはビニール袋などに入れ、自己管理してください。
- 事業・不動産所得、分離所得(土地・株式の譲渡)、雑損控除、初年度(適用1年目)の住宅借入金等特別控除などがある人で所得税の納税または還付がある人や繰越損失がある人は会場では申告できません。

## 年金受給者に源泉徴収票を郵送

保険年金課 ☎775-5137・☎775-9827

大宮年金事務所 ☎652-3399

1月下旬、年金受給者に日本年金機構から源泉徴収票が郵送されます(障害・遺族年金は非課税のため郵送されません)。源泉徴収票には、昨年の年金支払総額、源泉徴収税額、扶養控除などの内容が記載されています。この源泉徴収票は確定申告や市民税・県民税の申告をする時に必要になりますので、大切に保管してください。

源泉徴収票を紛失して再交付を希望する場合や、2月になっても届かない場合は、大宮年金事務所またはねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ問い合わせてください。

また、申告をする時に「国民年金保険料控除証明書」が必要な場合も、大宮年金事務所へ問い合わせてください。

# 自転車の安全な利用にご協力を

交通防犯課

☎775-5138 ・ ☎775-9927

自転車は手軽で便利な環境にも優しい乗り物ですが、道路交通法上「軽車両」になります。自転車に乗るときは、交通ルールやマナーを守り、相手の立場に立った思いやりのある運転を心掛け、駅周辺に自転車を停める際は駐輪場を利用してください。現在は放置自転車が減り、駅周辺の美観が改善している他、歩行者などの通行の障害も緩和されています。市では、今後も係員による自転車放置に対する声掛けや放置自転車の撤去を進めますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

## J R上尾駅西口(上)と東口(下)の過去と現在



### 放置自転車<sup>ゼロ</sup>にご協力を

自転車の利用者が自転車から離れて、直ちに当該自転車を移動させることができない状態にある自転車を放置自転車といいます(上尾市自転車放置防止条例第2条)。市では、駅周辺の放置自転車に対して随時警告札を貼り付け、貼り付けてから3時間を経過したものは撤去しています。

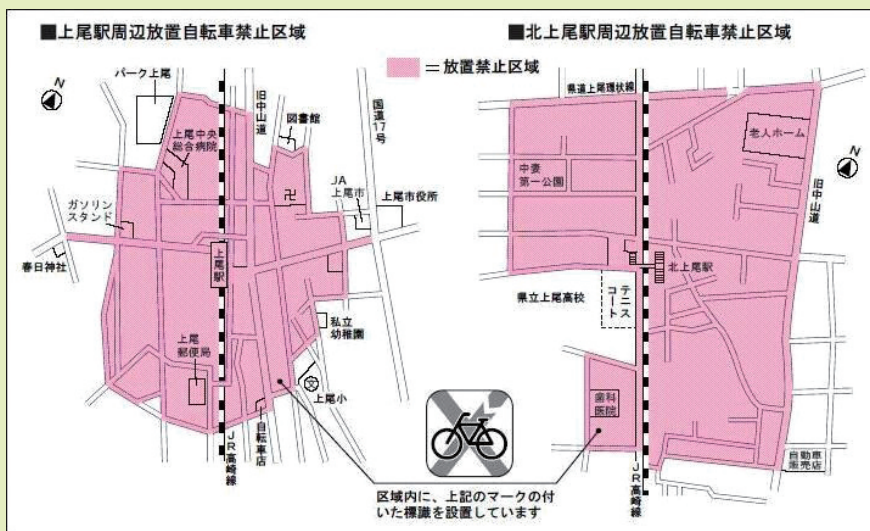
## 交通ルールを守りましょう

### ●自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 4 安全ルールを守る(飲酒運転・無灯火・二人乗りの禁止など)
- 5 子どもはヘルメットを着用

- 危険な運転や、ながら運転(傘差し・携帯電話・イヤホンなど)の防止
- 自転車損害保険などへ加入(平成30年4月1日から、埼玉県では、自転車利用者などの自転車損害保険等の加入が義務化されています)

## 自転車放置禁止区域



## 自転車は必ず施錠を

自転車の窃盗が多く発生しています。自宅の敷地内でも安心せずに、必ず鍵を掛けましょう。また、初めから付いている鍵に加えて、ワイヤーロックで二重に施錠し、さらにワイヤーロックを固定物に連結すると、より盗まれにくくなります。

